

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令案要綱

第一 国民健康保険法の国庫負担等の算定に関する政令の一部改正（第一条関係）

一 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、その額の三分の一を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、被用者保険等保険者に含まれる厚生労働大臣が定める国民健康保険組合に対する国庫補助の特例を設けること。

二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の国民健康保険組合の組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額の三分の一に対する国庫補助割合について、国民健康保険組合の財政力を勘案したものとするため、国庫補助の特例を設けること。

第二 健康保険法の一部改正に伴う経過措置（第二条関係）

平成二十一年度以前の年度の全国健康保険協会に係る概算前期高齢者納付金等についての国庫補助金について、なお従前の例によるものとする。

第三 施行期日等

- 一 この政令は、平成二十二年七月一日から施行すること。（附則第一条関係）
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を設けること。（附則第二条関係）